

議案第 6 0 号

瑞穂町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 山 崎 栄

（提案理由）

地方自治法の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。

瑞穂町下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第5条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。 第7条から第9条 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年9月24日から施行する。</u>	第1条から第5条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。 第7条から第9条 略